

平成 30 年 5 月 15 日

静岡県知事 川勝 平太 様

住 所 大阪府和泉市テクノステージ 二丁目 3 番 28 号

氏 名 大栄環境株式会社

代表取締役 金子文雄



環境影響評価方法書についての意見の概要の送付について

静岡県環境影響評価条例第 13 条の規定により、(仮称) 御前崎リサイクルエネルギー  
プラザ整備事業環境影響評価方法書についての意見の概要を、下記のとおり送付します。

記

1. 送付書類

- (1) 当該意見書に記載された意見の概要を記載した書類
- (2) 当該意見書の写し

以上



平成 30 年 5 月 15 日

(仮称)御前崎リサイクルエネルギープラザ整備事業環境影響評価方法書  
公告・縦覧、説明会の開催、意見書の提出について

(仮称)御前崎リサイクルエネルギープラザ整備事業環境影響評価方法書に係る公告・縦覧、説明会の開催、意見書の提出について、以下のとおりご報告します。

1. 公告・縦覧について

- (1)公告 平成 30 年 3 月 29 日
- (2)縦覧期間 平成 30 年 3 月 30 日～平成 30 年 4 月 29 日
- (3)縦覧場所 ①大栄環境株式会社 御前崎リサイクルエネルギープラザ開設準備事務所  
②静岡県くらし・環境部環境局生活環境課  
③御前崎市役所市民生活部環境課及び御前崎支所  
④掛川市役所大東支所  
⑤菊川市役所小笠支所

2. 説明会の開催について

- (1)開催日時 平成 30 年 4 月 28 日 14 時～16 時 50 分
- (2)開催場所 御前崎市池新田公民館
- (3)参加者数 368 名

3. 意見書について

- (1)提出期間 平成 30 年 3 月 30 日～5 月 13 日
- (2)提出方法 縦覧場所の意見箱へ投函または郵送
- (3)提出先 大栄環境株式会社 御前崎リサイクルエネルギープラザ開設準備事務所
- (4)提出数 4 件

## 意見書に記載された意見の概要を記載した書類 (1/6)

意見書 番号	意 見 内 容
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7ページ 表 3.2-2 計画面積、表 3.2-3 土地利用計画についてですが、面積に約とついていますが、登記簿に約としてあるのでしょうか？              登記簿上の面積を説明してください。              また、計画面積、表 3.2-3 土地利用計画の面積を合わせると、用地面積と合いませんが、他に施設を造るのでしょうか？説明をしてください。</li> <li>・ 11ページ 表 3.2-6 計画施設の概要「対象とする廃棄物の種類」についてですが、             <ol style="list-style-type: none"> <li>1)産業廃棄物のうち、燃え殻とは何を燃やしたものでしょうか？</li> <li>2)同じく、動植物性残さとは、何でしょうか？</li> <li>3)同じく、がれき類とは何ががれきになったものでしょうか？</li> <li>4)同じく、処分するために処理したものとは、何をどのように処理したものでしょうか？</li> <li>5)廃プラスチック類とは、どのような種類があるのでしょうか？</li> <li>6)汚泥には、福島原子力発電所事故由来のセシウム 137 等も含まれるのでしょうか？</li> <li>7)各々の搬入割合を出してください。</li> <li>8)本方法書について、産業廃棄物の発生場所が明記されていません。              搬入する産業廃棄物の発生場所の市町村名について、説明してください。</li> <li>9)発生する市町村には、牧之原市・御前崎市は含まれるのですか？              含まれる場合は、地元地区として優先的に、友好的に、妥当な料金等で対応するのですか？</li> </ol> </li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 11 ページ 表 3.2-6 計画施設の概要「対象とする廃棄物の種類」についてですが、 <ol style="list-style-type: none"> <li>1)特別管理産業廃棄物のうち、引火性廃油とは軽油等油脂類に何が含まれているのでしょうか? 金属粉・プラスチック等は、含まれるのでしょうか?</li> <li>2)同じく、感染性産業廃棄物とは、どのようなものが含まれるのでしょうか?</li> <li>3)同じく、特定有害汚泥には、福島原子力発電所事故由来のセシウム 137 等も含まれるのでしょうか?</li> <li>4)各々の搬入割合を出してください。</li> </ol> </li> </ul>
--	--

### 意見書に記載された意見の概要を記載した書類 (2/6)

意見書 番号	意 見 内 容
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 12 ページ 3.2-7 施設の供用に関する事項についてですが、 <ol style="list-style-type: none"> <li>1)供用計画従業員数:約 120 名とありますが、専任の消火職員は何名計画しているのでしょうか?</li> <li>2)道路計画では、国道 150 号及び市道池新田西部線を使用するとありますが、西部線の先は、どこを運搬するのでしょうか? 地図にて、示してください。</li> <li>3)運搬車両がどこから来るのか?どこに行くのか?本方法書に書かれていませんが、どうしてでしょうか? どこから来て、焼却し、どこに行くのか?示してください。</li> </ol> </li> <li>• 12 ページ 表 3.2-8 施設関係車両の計画台数についてですが、 <ol style="list-style-type: none"> <li>1)「廃棄物等運搬車両(搬入)」4t 車、10t 車、「廃棄物等運搬車両(搬出)」25t 車について、全長等詳細寸法が入った図面を見せてください。</li> <li>2)聞いたところによると、御前崎港に船舶を入れ、運ぶと聞きました。この方法書には、記載がないようですが、船舶を使用せず、産業廃棄物等の運搬は、今後変更なく、車両にて行うということですか? 船舶を使用するというのであれば、説明会で計画書、船舶図面等を出してください。</li> <li>3)同じく、特定有害汚泥には、福島原子力発電所事故由来のセシウム 137 等も含まれるのでしょうか?</li> <li>4)運搬車両(搬出)と書かれていますが、何を搬出するのでしょうか?</li> <li>5)搬入、搬出において積載品の飛散の防止対策は、どのように行うのでし</li> </ol> </li> </ul>

	<p>ようか?図で示してください。</p> <p>6)搬入、搬出作業は、朝何時から夕方何時までに実施するのでしょうか?夜間の搬入、搬出は行うのでしょうか?</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 14 ページ 表 3.2-9 用途別給水量と汚水排水計画についてですが、 <ul style="list-style-type: none"> <li>1)クローズドシステムにて再利用される水量は、「焼却施設・発電施設」と「選別破碎施設」で使用する量:150t/日ですか?</li> </ul> 万が一、「焼却施設・発電施設」と「選別破碎施設」の不具合で使用水が漏れた場合は、どのように処理するのでしょうか?</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 34 ページ 2)動物相の状況についてですが、 <ul style="list-style-type: none"> <li>1)⑨底生動物と記載されていますが、45 ページ⑧陸・淡水産貝類の後にリスト等がありませんがどうしてですか?</li> </ul> </li> </ul>
--	--

### 意見書に記載された意見の概要を記載した書類 (3/6)

意見書 番号	意 見 内 容
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 163 ページ 表 5.1-2 環境影響評価項目の選定についてですが、 <ul style="list-style-type: none"> <li>1)「大気環境の局地風」に○がついていない理由を再度説明してください。</li> </ul> 御前崎市では西風が強く、時によっては南東の風により看板等が飛散することがあり、建物による評価は、必要と思われます。</li> <li>2)動物・植物・生態系の各項目で「施設関係車両の走行」の項目で植物と菌類に○がついていない理由を説明してください。</li> </ul> 搬入・搬出を合わせて、140 台/日の走行があれば、環境に与える影響が出ることは容易に考えられます。 また、外来植物等の流入も容易に考えられます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 193 ページ 表 5.2-7 現地調査地点(土壌汚染)についてですが、 <ul style="list-style-type: none"> <li>1)調査地点が 4 点と少ないと思われませんが、理由を説明してください。「土-3」地点の間に保安林があり、正確性を欠く結論が出ると考えますが、地点を増やす等できない理由を説明してください。</li> </ul> 「土-4」地点について、風向き風力を検討したのであれば、距離が他と合いませんので、理由を説明してください。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 200 ページから 204 ページ 表 5.2-8(1)現地調査地点(動物)についてですが、 <ul style="list-style-type: none"> <li>1)調査地点 2 点しかない、調査地点に偏りが見られます。</li> </ul> 理由を説明してください。</li> </ul>

- ・ 221 ページ 表 5.2-80 現地調査手法(光害)についてですが、  
1)調査項目で「アカウミガメの産卵状況」調査期間等「1回」とありますが、アカウミガメの孵化後の幼体は、明るい方向に向かって移動することが広く知られています。  
調査項目に「孵化後のアカウミガメの幼体の移動状況等」を追加してください。  
追加できないのであれば、その理由を説明してください。

意見書に記載された意見の概要を記載した書類 (4/6)

意見書 番号	意見内容
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設関係車両の走行ルートを広域で示して、御前崎市外の地域交通の環境影響評価も実施すべきである。 その理由 県外からの廃棄物の搬入や県外への廃棄物の搬出があり、東名高速道路 IC や御前崎港からの走行ルートが予想される。</li> <li>・ 造成緑地は高木とし事業予定地周辺に集中して設け、施設構築物はできる限り地下化して高さを抑えて欲しい。 その理由 景観は近景も重要であるが、方法書において評価基準が不明確である。高木の緑地を事業予定地周辺との緩衝帯とし、施設構築物が外部から見えないようにしたい。</li> <li>・ 方法書によると焼却する物が多種類ありますが、主要な物は何でその割合はどの位を想定していますか。 (供用してからのことですが、焼却した物の種類・量と発生元・回収業者を地元定期的に報告してくれますか。) その理由 焼却する物により環境に与える影響が違う。 焼却する物によっては“風評被害”の要因となる。</li> </ul>

意見書に記載された意見の概要を記載した書類 (5/6)

意見書 番号	意見内容
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県立公園に隣接していて、建設場所がふさわしくない。 その理由 県の新ビジョン「富国有徳の美しいふじのくに」に合っていない。豊かな自然や美しい景観に囲まれた住空間をめざす県民幸福度に逆行するものである。</li> <li>・ えんとつの高さを <b>15m</b>（電柱の高さ）に。 その理由 <b>49m</b> のえんとつの根拠が不明。まわりの景観に合わせ <b>15m</b> とすべし。</li> </ul>



意見書に記載された意見の概要を記載した書類 (6/6)

意見書 番号	意見内容
4	<p>【すべて回答を発表して下さい。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国が進める CO<sub>2</sub>による温暖化削減に反する。 その理由 リサイクルではなくすべてが焼却によるため CO<sub>2</sub>が排出され規模が大きく CO<sub>2</sub>の削減には反し、増加に加担する。</li> <li>・ オキシダントの濃度が低いと言っても 24 時間 365 日排出され生物に蓄積される。 その理由 規模が大きく 24 時間 365 日ずっとオキシダントが排出され生物による蓄積さらに食物連鎖による濃縮が考えられる。</li> <li>・ 雑多の化学物質を多く含む物をすべて混合し高温で焼却することによる新しい物質が発生する可能性がある。 その理由 今までに検出されていない未知の物質が合成・生製されるおそれがある。 影響が出てからでは遅い!!</li> <li>・ 砂丘・白砂公園という自然豊かな所に隣接する必要はない。 その理由 自然を楽しみ満きつする所には巨大な建築物は不釣りあい。</li> <li>・ 西部線を車で運転する者には大型トラックは大変こわく影響をうける。 その理由 車を運転する者にとって大型のトラックが多数通ることにより前方が見にくく圧迫感を受け運転が怖くなり生活に支障をきたす。</li> </ul>

